

持続的な公共交通ネットワーク 構築・推進のための支援施策

平成29年11月27日(月)

第3回岩手県地域公共交通活性化検討会議

1 現状の施策における課題は何か

2 公共交通ネットワーク構築・推進するために必要な支援施策は何か

- (1) 計画策定等支援(調査、策定、実証運行に要する経費への補助等)
- (2) 路線維持支援(運行欠損額への補助等)
- (3) 利用促進支援
- (4) 経営支援
- (5) 設備投資支援

【地域公共交通確保維持改善事業の概要】

地域公共交通確保維持事業	陸上交通	<ul style="list-style-type: none"> ●地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 ・地域間交通ネットワークを形成する「地域間幹線系統」の運行費用(欠損額)の一部を支援 	①
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 ・幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用(欠損額)の一部を支援 	②
		<ul style="list-style-type: none"> ●車両減価償却費等国庫補助金 ・バス車両を更新する際の購入車両減価償却費、および、当該購入に係る金融費用の一部を支援 	③
		<ul style="list-style-type: none"> ●公有民営方式車両購入費国庫補助金 ・地方公共団体が取得し、交通事業者に貸与して運行する車両の購入費用の一部を支援 ●予約型運行転換経費国庫補助金 ・路線バスからデマンド型運行に転換する場合の小型車両の購入にかかる費用、および、予約システムの導入に係る経費の一部を支援 	『地域公共交通再編実施計画』に基づいて実施
離島航路	<ul style="list-style-type: none"> ●離島航路運営費等補助金 ・離島に暮らす住民にとって不可欠な離島航路の運営に係る欠損額の一部を支援 ●離島航路構造改革補助金 ・離島航路の維持・改善に向けた航路再編等のための調査費用(100%補助)や、船舶の公設民営化もしくは効率化船舶の建造にかかる費用の一部を支援 	『生活交通確保維持改善計画』等に基づいて実施	
	離島航空路 <ul style="list-style-type: none"> ・離島に暮らす住民にとって不可欠な離島航空路の運営に係る欠損額の一部を支援 ・離島住民に対する割引運賃を設定する場合の、運賃引き下げによる損失額の一部を支援 		
地域公共交通確保維持改善事業 解消促進等事業	バリアフリー化設備等整備事業 ・鉄道路駅、旅客ターミナルのバリアフリー化や待合・乗り継ぎ施設の整備、バリアフリー車両・福祉タクシーの導入などに係る経費の一部を支援		
	利用環境改善促進等事業 ・LRT・BRTシステムの導入に要する経費の一部を支援		
	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・鉄道の安全性向上のための設備の整備等に係る費用の一部を支援		
地域公共交通調査等事業	地域公共交通調査事業 <ul style="list-style-type: none"> ●計画策定事業 ・地域公共交通網形成計画・生活交通確保維持改善計画等の策定調査の実施に必要な経費を支援 ●計画推進事業 ・地域公共交通網形成計画に基づいて実施される利用促進、および、当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費の一部を支援 	④	
	再編計画策定事業 ・地域公共交通再編実施計画の策定調査の実施に必要な経費を支援		
	再編計画推進事業 ・地域公共交通再編実施計画に基づいて実施される利用促進、および、当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費の一部を支援	『地域公共交通再編実施計画』に基づいて実施	

① 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

バス事業者が運行する広域幹線路線の運行費用(欠損額)の一部を支援

- ① 補助対象事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者等
- ② 補助対象経費 予測費用から予測収益を控除した額
- ③ 補助率 1/2
- ④ 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれる

② 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

広域幹線路線バス等に接続する路線バスやコミュニティバス、自家用有償運送等の運行費用(欠損額)の一部を支援

- ① 補助対象事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者等
- ② 補助対象経費 予測費用から予測収益を控除した額
- ③ 補助率 1/2
- ④ 主な補助要件
 - ・広域幹線路線バスを補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・広域幹線路線バス等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が1人/1回以上であること

③ 車両減価償却費等国庫補助金

バス車両を更新する際の購入車両減価償却費及び金融費用の一部を支援

- ① 補助対象事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者等
- ② 補助対象経費 購入車両減価償却費及び金融費用
- ③ 補助率 1/2
- ④ 主な補助要件
 - ・新たに購入等を行うもの
 - ・①②の補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上高が65cm以下かつ定員11人以上の車両であり次のいずれかに該当
⇒ノンステップ車両・ワンステップ車両・小型車両

④ 地域公共交通調査等事業

『地域公共交通網形成計画』『地域公共交通再編実施計画』の策定並びに計画に基づき実施される事業の実施及び事業評価に要する経費の一部を支援

1 広域幹線路線の維持・確保

(1) バス事業者等への運行欠損額補助

① バス運行対策費(国庫協調補助)

国と協調し、バス事業者が運行する広域幹線路線の運行費用(欠損額)の一部を支援

- ア 補助対象事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者等
- イ 補助対象経費 予測費用から予測収益を控除した額
- ウ 補助率 1/2
- エ 主な補助要件
 - ・ 複数市町村にまたがる系統であること
 - ・ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・ 輸送量が15人～150人/日と見込まれる

② 地域バス交通支援事業(県単独補助)

バス事業者が運行する広域幹線的路線(国庫補助路線を除く)に対して、市町村とともに運行欠損額の一部を支援

- ア 補助対象事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者等
- イ 補助対象経費 経常費用から経常収益を控除した額(上限額450万円)
- ウ 補助率 1/2
- エ 主な補助要件
 - ・ 複数市町村にまたがるもの
 - ・ 広域性及び公共性を有する施設の存する区域にアクセスすること
 - ・ 平日1日あたりの計画運行回数が1回以上
 - ・ 平均乗車密度が4人以上

(2) 路線の改善・利用促進

① バス補助路線の今後のあり方に関する検討会

国庫補助及び県単独補助の対象である広域幹線路線バスについて、補助要件を満たすことができるよう、利用促進策や路線効率化策、路線の再編案について、バス事業者や国、県、市町村、有識者間で協議・検討を行っているもの。

2 市町村への支援

(1) 再編実施・利用促進補助

① 地域公共交通活性化推進事業費補助(県単独補助)

市町村が行う、①地域公共交通体系の再編及び②地域公共交通の利用促進に係る事業を行う場合に要する経費の一部を支援

- ア 補助対象事業者 市町村
- イ 補助対象経費

区分	補助対象経費
地域公共交通体系の再編	(1) 地域公共交通体系の再編に係る計画の策定に要する経費 (2) 地域住民を対象としたワークショップ、説明会等の開催に要する経費 (3) 地域公共交通体系の再編に伴う新たな乗合システム等の導入に要する経費 (4) 地域公共交通体系の再編に伴い実証運行を行う場合に要する経費
地域公共交通の利用促進	(1) モビリティマネジメントの実施に要する経費 (2) ワークショップ、シンポジウム等の開催に要する経費 (3) 公共交通の利用環境の改善に要する経費

ウ 補助率 1/2 (補助上限額500万円)

(2) 技術支援

① 公共交通活性化支援チーム

活性化支援アドバイザー(県内外有識者)等を市町村に無償派遣することなどにより、公共交通に関する個別の課題解決を図るもの。

② 新任バス担当者研修、スキルアップ研修

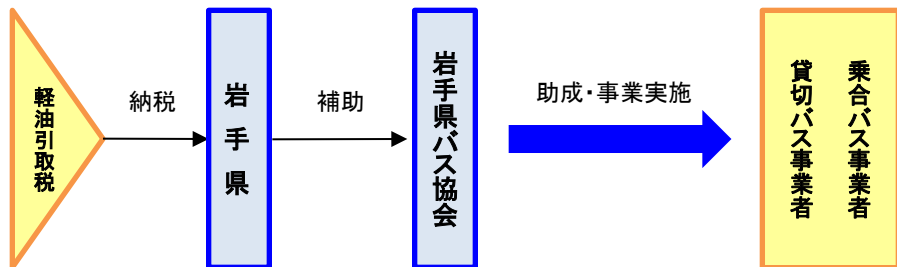
3 公共交通の利用促進

① 「かしこい交通ライフ」チャレンジウィーク

実施期間中、自動車と鉄道やバス・自転車などのかしこい使い分けに挑戦することにより、一層の公共交通の利用推進及びCO2の排出抑制を図る。

(公社)岩手県バス協会による支援施策

運輸事業振興助成交付金事業



【バックアイテレビ】



【LED行先表示器】

補助対象経費	事業例
① 旅客の輸送の安全確保に関する事業	運転適性診断受診費等の助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査受診料の助成、バックアイテレビの導入費助成、安全輸送講習会の実施、事故防止教育教材及び啓発商品の購入・作成 等
② サービスの改善・向上に関する事業	バスの日まつり事業実施、交通バリアフリー講習会の実施、盛岡市バス路線マップ作成、大型2種免許取得養成費助成、乗合バス事業者が行う設備整備(バス停留所標識・LED行先表示器等)に対する助成 等
③ 公害防止・地球温暖化防止等に関する事業	エコドライブ管理システム及びドライブレコーダーの導入費助成、ノンステップバス・リフト付きバスなどの中古車の購入費助成、低公害バス導入費助成、衝突軽減ブレーキ導入費助成 等
④ 運輸事業の適正化に関する事業	-
⑤ 共同利用施設の設置・運営に関する事業	バス路線案内板更新、停留所上屋の整備、ハイグレードバス停更新
⑥ 災害時における物資を運送するための体制整備に関する事業	-
⑦ 経営安定化に寄与する事業(基金を設けて行うものに限る。)	バスロケーションシステム更新
⑧ 日本バス協会等が行う①～⑦の事業に対し、資金の出えんを行う事業	-
⑨ ①～⑧のほか、国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの。	-

施策 支援主体	計画策定等 支援	路線維持支援	利用促進支援	経営支援	設備投資 支援	その他
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定 ・ 計画推進 ・ 実証運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行欠損額支援 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者派遣 ・ 各種研修等
事業者	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行欠損額支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転士確保支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備更新 ・ 車両更新 ・ 労働環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修等
NPO等 (公共交通の 担い手)	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行欠損額支援 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両更新 	
利用者	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供(バス マップや時刻表配付 等) ・ モビリティマネジメント ・ 商品造成 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用環境整備 	

1 路線維持

- ① ネットワーク単位で事業者の創意工夫により収益を得られるインセンティブ付の長期委託契約を導入する。

2 利用促進

- ① 運転免許返納者を含む高齢者の社会参加を支えるため、**高齢者フリーパスを導入**する。

- ② 将来的な免許返納促進策として、**学生に対するフリーパスを導入**する。

- ③ **県民総参加のモビリティマネジメントの実施。**

3 設備投資支援

- ① 民間主体で共通・統合型のICカード、バスロケーションシステムを導入する。

- ② ネットワーク拠点の整備を促進する(鉄道駅、BT、SAにおけるモーダルコネクト)。